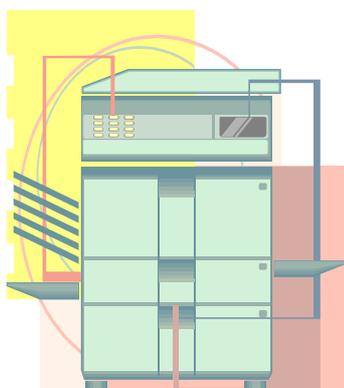


Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

リース取引は原則売買取引に！

今年の4月1日以降、いままで賃貸借取引(リース取引)とされていた所有権移転外ファイナンス・リース取引について、その大半が売買取引として取り扱われることになります。この取り扱い変更は、平成19年度の税制改正で定められたものなので、国会審議中の平成20年度税制改正関連法案の成立有無とは関係なく適用されます。



リース期間内の解約ができないリース取引のことをファイナンスリースといい、そのうち、リース期間終了後、または途中で借り手に所有権が移転されず、リース総額や賃貸借期間が売買(償却資産)における購入総額や償却期間と大きく変わらないものを所有権移転外ファイナンスリースといいます。

所有権移転外ファイナンスリースという難しい名称のため、「うちの会社はそんな取引無いよ」と言う方も多いと思いますが、実は企業が利用しているリース取引のほとんどが所有権移転外ファイナンスリースなのです。

これが「売買取引」とみなされることになると、一旦、リース資産を資産に計上し、減価償却処理を実施することになります。この際の減価償却は、償却期間をリース期間とし、残存価額を0とする「リース定額法」で行うこととなりますので、各期ごとの必要経費の額は賃貸借取引とそれほど変わらないと思われます。

また、利子分については、別途、利息法または定額法で処理する必要もあり、事務処理としては少々面倒になります。

ただし、以下のいずれかのケースに該当する場合、従来の賃貸借処理も認められています。

1. リース期間が1年未満のリース契約
2. リース料総額が300万円以下のリース契約
3. 中小企業が締結するリース契約

つまり、中小企業であれば、今までどおり賃貸借で処理できるわけです。

しかし、この場合でもそのリース取引が売買取引とみなされることに変わりはありません。そのため、消費税については従来の賃貸借料発生ごとの処理から、リース取引開始時の一括処理になります。分かりやすくいうと、リース取引開始時にリース料総額に係る消費税額を一括して仕入税額控除できるということで、上手く利用すれば消費税の節約になります。

リース取引開始時に消費税額を算出するためには、従来と異なる仕訳処理が必要になりますから注意が必要です。



CONTENTS

リース取引は原則売買取引に……	P.1
昨年度のe-Tax利用数は 577万件……	P.2
帳票・書類の法定保存年限……	P.2
労働保険年度更新業務 代行します……	P.3
ワンポイント<消費税の免税点の 判定について>……	P.3
「内部通報制度が生む 事なかれ主義」……	P.4
「基礎から学ぶ投資信託」……	P.5
長寿医療制度とは……	P.6
入社3年目は上司を どう評価しているか……	P.7
5月度の税務スケジュール……	P.7
今月の名言録……	P.8
無料相談会実施中！……	P.8

昨年度のe-Tax利用数は577万件

国税庁が国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用件数を更新しています。

それによると、平成19年度のe-Tax利用数は577万576件で、平成18年度の105万7153件から約5.5倍も増えています。

電子政府に向けた国税庁のオンラインの行動計画によると、平成20年度のe-Tax利用件数の目標は213万1700件でしたから、その目標を約2.7倍も上回ったこととなります。なお、577万576件という利用件数は、全対象手続きの約20%強という計算になります。

特に伸びが目立つのが「所得税」で、平成18年度の49万584件に対し、平成19年度は363万3890件(前年度比740.7%)と猛烈な伸びを見せています。



月別の利用者数を見ると、3月の一ヶ月だけで約213万件の納税者が所得税の確定申告をe-Taxで行ったようです。

その他、「申請・届出等」11万2007件(同537.8%)、「法人税」51万626件(同506.3%)、「消費税(法人)」58万928件(同495.7%)、「印紙税」2万9473件(421.0%)なども大きく伸びました。この結果を見ると、法人、個人に関わらずe-Taxの利用件数が伸びており、いよいよe-Taxも本格的に普及し始めたという感じがします。

(単位:件)

	オンライン利用促進対象手続										左記以外の申請・届出等手続	納付手続
	申告							法定調書	申請・届出等	合計		
	所得税	法人税	消費税(個人)	消費税(法人)	酒税	印紙税	計					
平成19年度 (平成20年3月31日現在)	3,633,890	510,626	286,986	580,928	34,589	29,473	5,076,492	582,077	112,007	5,770,576	3,610,518	730,328
平成18年度	490,584	100,857	101,975	117,193	12,663	7,000	830,272	206,054	20,827	1,057,153	766,978	211,253
平成17年度	34,842	32,484	9,638	33,524	705	1,090	112,283	13,528	1,217	127,028	62,023	48,706
平成16年度	18,694	17,898	3,030	13,216	-	-	52,838	4,237	742	57,817	272	12,494
平成15年度	2,482	54	488	33	-	-	3,057	0	4	3,061	3	9

(注1) オンライン利用促進対象手続は、国税関係手続きの「オンライン利用促進のための行動計画(平成19年3月改定)」による。

(注2) 運用開始は、平成16年2月である。

(注3) 年度は、4月から翌年3月までである。

帳票・書類の法定保存年限

情報化社会の進展によって、企業が扱う帳票・書類の量は飛躍的に増大しています。会社としては、必要な書類を取捨選択しながら、保管スペースや事務処理コストを考え漏れなく効率的に保存・管理していく必要があります。

文書保存年限につきまして、ほんの一部ですが紹介いたします。

保存年限	該当する文書類	起算日
永久	定款	作成した日
10年	株主総会議事録(本店備置き分。支店備置き分はその謄本を5年保存) 計算書類および付属明細書 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表) 会計帳簿および事業に関する重要書類 (総勘定元帳、各種補助簿、株式申込簿、株式割当簿、株式台帳、株式名義書換簿、配当簿、印鑑簿など)	株主総会の日 作成した日 帳簿閉鎖の時
7年	取引に関する帳簿 (仕訳帳、現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳など) 決算に関して作成された書類 (上に挙げた、会社法で10年保存が義務付けられている書類以外) 現金の収受、払出し、預貯金の預入れ、引出しに際して作成された取引証憑書類 (領収書、預金通帳、借用証、小切手、手形控、振込通知書など) 取引証憑書類 (請求書、注文請書、契約書、見積書、仕入伝票など) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書 源泉徴収簿(賃金台帳)	～とも、帳簿閉鎖日 および書類作成日・受領 日の属する事業年度終 了日の翌日から2ヶ月を 経過した日(当該事業年 度分の申告書提出期限 の翌日) とも、 法定申告期限
3年	賃金その他労働関係の重要書類 (労働時間を記録するタイムカード、残業命令書、残業報告書など)	完結の日

労働保険年度更新業務代行します

当事務所では、今年度も、労働保険年度更新業務の手続き代行を行っております。
面倒な年度更新手続きも、当事務所に是非おまかせください。

なお、年度更新業務代行手数料につきましては、右表のとおりです。

給料総額などにより変動するケースがありますので、お気軽にご相談ください。

労働保険事務組合に委託されている場合は、当事務所では手続きできません。

一括有期事業等の場合は、右記表を適用いたしません。別途お問い合わせください。

労働者数	代行手数料
1～9人	10,500円
10～19人	15,750円
20～29人	21,000円
30人以上	別途協議します

【参考】労働保険事務組合とは・・・

中小事業主のために設けられた労働保険事務の委託制度です。この制度は、事務組合が事業主に代わって労働保険の事務諸手続きを行います。加入を希望される方は、最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

1.委託できる事業主

常時使用する労働者数が、

金融業、保険業、不動産業または小売業を主たる事業とする場合・・・50人以下

卸売業またはサービス業を主たる事業とする場合・・・100人以下

その他の事業・・・300人以下

2.委託できる事務の範囲

概算保険料、確定保険などの申告・納付に関する事務

保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届等に関する事務

労働保険の特別加入の申請等に関する業務

雇用保険の被保険者に関する届出等の事務

その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

組合費が別途必要です
(組合費は組合によって違います)

3.メリット

労働保険料納付の際、労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。

労災保険に加入できない事業主や家族従事者なども「特別加入申請」により加入することができます。

特別加入できる人・・・中小事業者およびその人が行う事業に従事する人

・一人親方等

・特定作業従事者

・海外派遣者

保険料が別途必要です

One Point

消費税の免税点の判定について

消費税において免税事業者とは、文字通り消費税を納める義務を免除される事業者のことです。反対に、消費税を納める義務のある事業者のことを課税事業者といいます。免税事業者か課税事業者かは、基準期間(個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度)の課税売上高が1000万円を超えるかどうかが判断基準です。

なお、基準期間の課税売上高は、基準期間において課税事業者であった場合は税抜き、免税事業者であった場合は税込みで計算することになります。

<例:基準期間の課税売上高(税込み)1029万円の場合>

当該基準期間において課税事業者の場合

課税売上高980万円(=免税事業者)

当該基準期間において免税事業者の場合

課税売上高1029万円(=課税事業者)



この規模の会社にとって、課税事業者になるか免税事業者になるかは大きな違いです。課税事業者になれば大きな事務負担が生じますし、多くの場合で実入り(所得)そのものにも影響します。それなのに、免税事業者は課税売上高の計算上不利となる税込みで課税売上高を計算することになっているのです。

実は、これについて「課税売上高が消費税を納めるべき事業規模をあらゆる基準であれば、課税事業者と免税事業者で扱いが違うのは不公平」と裁判所に訴えた事業者がいました。

しかし、その結果は敗訴(平成17年2月最高裁判決)。判決要旨を簡単にいうと、課税事業者の消費税込みの売上には納税する消費税も含まれるため、消費税を差し引いて(=税抜きで)課税売上高を計算するのが相当だが、免税事業者の場合は納税する消費税が無いのだから、消費税を差し引かず(=税込みで)計算するのが相当であるということでした。

「内部通報制度が生む事なかれ主義」

< 内部告発を推奨する仕組み >

一連の企業不祥事や法の制定を受け、多くの企業で内部通報制度が導入されています。大事に至らないための危機管理策として、商品の不具合情報から、営業活動におけるコンプライアンス(法令遵守)違反まで、公益にかかわるすべての情報を社員に報告するように求めるものです。企業にとって痛手となる問題であっても隠すのではなく、むしろ積極的に情報を開示し、説明責任を果たしていく必要があります。この制度は、言葉を換えて言えば内部告発を推奨する制度です。この制度を有効活用するためには、前提として通報者が不利益を被らない配慮が必要不可欠です。



しかし、通報者が不利益を被らない仕組みだけでは不十分で、トップの意識が低いために制度が機能しないだけでなく、かえって不都合な事態を生み出すこともあります。トップの消極的な姿勢が担当者を萎縮させ、せっかくの有益情報を死蔵させ、問題解決の機会を失ってしまい、後日、そのことを放置したことを社会から指弾され大打撃を被ることもあるのです。自動車メーカーのリコール隠しや、食品会社の製造年月日の偽装など、制度を導入しても、改善意欲と改革意欲が欠如した企業風土では、宝の持ち腐れとなってしまうわけです。

< 企業の過剰反応 >

こういった反省から、積極的に内部通報制度を活用しようとする企業が現れつつあるのですが、もたらされる情報の中には嫉妬ややかみからの誹謗中傷も混ざっており問題をややこしくしています。

普通、内部通報制度では不正を働いたり、不祥事を隠蔽しているなどとして通報された社員は、事実確認のため制度の担当者からヒアリングを受けます。身の潔白が証明できたとしても、呼び出されることに対する不愉快さや、誰かが自分をおとしめようとしているといった疑心暗鬼に陥る人もいます。

内部通報制度が抱えるこの種の副作用が典型的に表われるのがセクハラに関する通報です。男性管理職が会話の中で何気なく言ったことが(例えば「君はまだ結婚しないの」)本人が不愉快に感じて通報するだけでなく、その周りの親しい女性社員が聞きつけ女性全体への差別発言と言うことで本人以外の方が通報するケースもあるようです。本人がまったく無自覚のまま、結果的にセクハラを働いていたことになるのです。百貨店などの小売業の場合この傾向がより顕著に表われるようです。販売員の女性によって売上が左右されるだけでなく、ときにはメーカーから出向してきている社員がかかわった場合は取引自体にも影響を及ぼすため、会社側も厳しく対処しているようです。

セクハラだけでなくパワハラもこの種の副作用が生み出されているようです。厳しい競争社会の中では、職場で高い目標をかけたそれをクリアしていかなければなりません。教育的指導で上司の口調が強すぎたり、乱暴であったとしてもそれがパワハラと認定されたのではそもそも仕事が前に進まないのも事実でしょう。人事担当者は、部下に対して一方的にしかるのではなく噛んで含めるようなソフトな路線に改めるように指導をしてパワハラとして処分するのを減らそうとしています。処分が続くと企業の活力事態が落ちるおそれがあるからです。

また、内部通報自体の調査をすると、半数以上が根も葉もない噂であったり、お荷物社員や通報マニアと言われる人が繰り返し周りの人間をあげつらうことがあるようです。良くも悪くも内部通報制度は、管理職の行動をガラス張りにし衆人環視のものとしてしまい、誤解を招くぐらいなら最初から距離をとっておきたいとの心理から上司と部下のコミュニケーションギャップが生まれてしまうのです。

< 制度を生かすには >

内部通報制度の副作用を減らすために、寄せられる多くの情報を検証するために社内に広く情報網を張り巡らし、必要ときに必要な情報を入手できる体制を整えておくことが必要です。人事部の社員が、社内のフォーマルな会合だけでなく、インフォーマルな懇親会にも出席して社内のいろんな階層の人から、日常的に情報を入手するように心がけているところもあるようです。

無用の混乱や、疑心暗鬼を職場に招かないために、内部通報制度は幅広い情報収集ネットワークと繋がって初めて本来の威力を発揮できるのです。

雑誌WEDGE3月号より



「基礎から学ぶ投資信託」～ ファンドの運用(アクティブとパッシブ)

投資信託の性格は、運用手法によっても異なります。この運用手法の代表的な区分として、「アクティブ運用」と「パッシブ運用」があります。

今回は、株式投資信託を例にとりて、これら二つの運用手法についてお話しします。



インデックスとベンチマーク

インデックスとは、株式や債券の市場全体の値動きを示す指標のことです。各取引所や投資情報会社などでは、様々なインデックスを公表しています。

一方、ベンチマークとはファンドの運用評価の基準となる指標をいいます。ファンドは、ベンチマークとして、特定のインデックスを採用していますが、特に株式投資信託では、TOPIX(東証株価指数)と日経平均株価が広く活用されています。

アクティブ運用

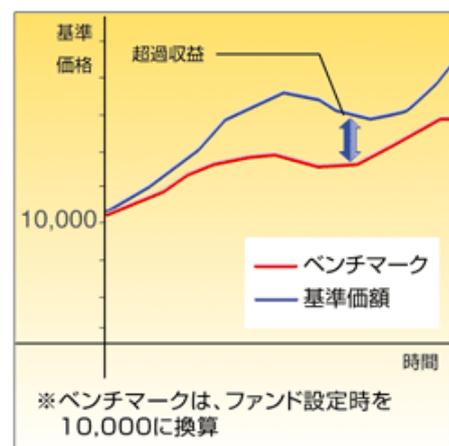
アクティブ運用とは、ベンチマークを上回る収益率をめざす運用手法をいいます。ただし、ベンチマークを上回るためには、組入資産や銘柄を工夫することが要求され、当にファンドマネージャー(運用担当者)のスキルが問われる運用手法といえます。

トップダウンアプローチ

まず経済状況を分析し、金利や為替などの市場環境を予想します。次に、この予想に基づいて業種別配分を決定し、個別銘柄をピックアップします。

ボトムアップアプローチ

個別企業の調査・分析を行い、魅力的な銘柄の発掘をします。必要があれば、企業を訪問し投資先として有望かどうかを判断します。銘柄選択の方法は、目論見書に書かれていますが、いずれの場合も、ファンドマネージャーは、エコノミストやアナリストと連携して調査・分析を進めていきます。



ーアクティブ運用ー

アクティブ運用では、企業の調査分析や組入銘柄の入替など、ファンドマネージャーが「積極的に」ファンドに関与します。このため、情報収集に関するコストや取引コスト(売買委託手数料)などが、後述するパッシブ運用よりも高くなりがちです。

アクティブ運用の評価は、超過収益率(ファンドの収益率が、ベンチマークの収益率を上回った分)の大きさに着目し、超過収益率が大きいほど、好調な運用といえます。

パッシブ運用

パッシブ運用とは、特定のインデックスと収益率を連動させることを目指す運用手法のことです。インデックス運用ともいい、収益率が特定のインデックスと連動するように設計したファンドをインデックスファンドと呼びます。

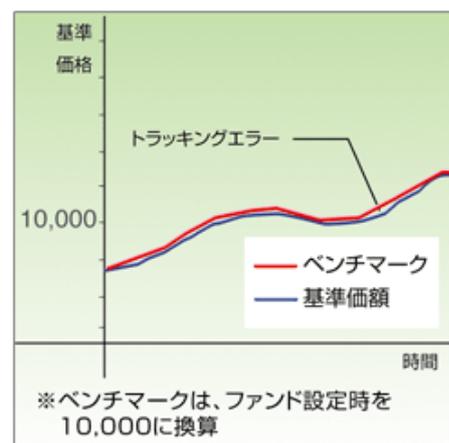
なかでも、TOPIX(東証株価指数)や日経平均株価に連動する商品は数多く販売されています。

パッシブ運用では、ファンドがインデックスと同じ動きをするように、あらかじめ銘柄と組入比率が定められています。このため、銘柄や組入比率の変更はあまり行われません。また、パッシブ運用では、アクティブ運用と違って、ファンドマネージャーの判断による売買や組入銘柄の取捨選択のために、綿密な企業調査をすることもありません。

従って、ファンドマネージャーの役割は非常に限定的で、取引コストや調査分析のためのコストも少ないのが特徴です。

パッシブ運用の評価は、ファンドの基準価額の騰落が、インデックスといかに一致したかに着目します。

例えば、「TOPIX連動型インデックスファンド」であれば、TOPIXの騰落率と、ファンドの騰落率との乖離(トラッキングエラーといいます)が小さいほど、優れた運用といえます。



ーパッシブ(インデックス)運用ー

長寿医療制度とは

4月より始まった「長寿医療制度」。
年金から保険料が天引きされることになり、医療費負担がますます増大しています。

この制度の内容については、年金から天引きされることだけが大きく取り上げられ、内容については、あまり知られていないと思います。

そこで、その内容について簡単に紹介します。

1.長寿医療制度とは

75歳以上の方々の医療費を国民全体で支える仕組みです。
75歳以上の方を対象とした独立の医療制度として、公費が重点的に投入(給付費の5割)されます。

運営は、都道府県単位で行い、国保の保険料は市区町村によって最大5倍の格差がありましたが、この制度では2倍に縮まります。

2.保険料は

トータルでは従来と同水準の1割負担です。

高齢者が保険料を負担するのは、若い世代が負担していた高齢者の医療費が重くなりすぎないようにするためです。
国保と比べ、保険料は平均的にはこれまでより低くなります。

一番普及している算定方式による全国平均で比較すると、

A.基礎年金(月額6.6万円)だけの単身の場合 … 国保 一人2,800円/月 新制度 一人1,000円/月

B.平均的な厚生年金(月額16.7万円)の単身・夫婦 … 国保 夫 7,700円/月 新制度 夫 5,800円/月

国保の制度が自治体によって違うため、負担が増える場合もあります。

サラリーマンなどとして働いている家族が加入している医療保険の被扶養者であった方には次の移行措置が講じられます。

・4月～9月 0円 ・10月～来年3月 本来の保険料の1割負担(平均350円/月)

保険料は年金から天引きされます。ただし、受給年金が年間18万円未満の人や介護保険料と医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える人は天引き方式は適用されません。

75歳以上の約1300万人のうち、8割程度の人が天引き済みの年金を受け取るようになるようです。

何が変わった 後期高齢者医療制度

	3月まで	4月から
対象となる人	75歳以上の人と 65歳以上で一定の障害がある人	75歳以上の人と 65歳以上で一定の障害がある人
カードの名称	被保険者証 老人医療受給者証	被保険者証 新
自己負担	原則1割 (現役並み所得者は3割)	原則1割 (現役並み所得者は3割)
保険料徴収	口座引き落としや 自治体、金融機関など	原則として 年金から天引き 新
制度の運営	市区町村	都道府県単位 の広域連合 新

(毎日jPHPより)

3.いままでとの違いは

保険証は、いままで加入している制度の保険証と老人医療受給者証の2枚必要でしたが、これからは被保険者証1枚で医療を受けることになります。

医療機関に支払う窓口負担は、これまでと同様原則1割負担です(現役並みの所得がある方は3割負担)。

75歳以上と74歳以下で受けられる医療に違いはありません。

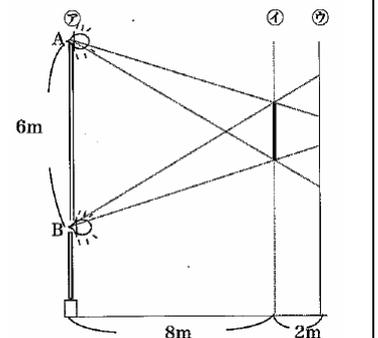


頭の体操

右図のように、の電柱の上下に6mの間隔をとってAとBのライトを取り付け、たての長さが2mのの看板を照らしました。A、Bからの光によっての看板の影がの壁にうつります。

このとき次の問いに答えなさい。

- (1) Aのライトだけをつけた時の影のたての長さを求めなさい。
- (2) AとBのライトを両方つけた時の影の重なった部分のたての長さを求めなさい。



(浜学園「小6算数 演習教材」より)

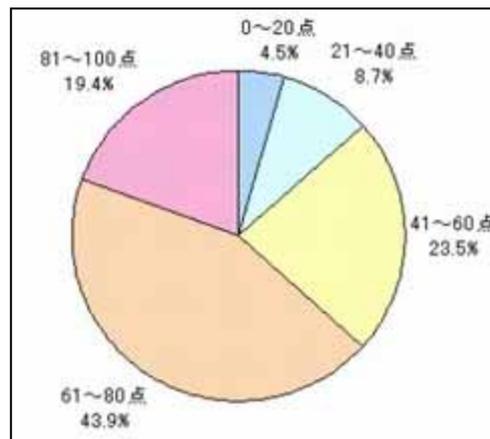
回答はP.7の下部にあります

入社3年目は上司をどう評価しているか

採用・教育コンサルティングのアルーは4月24日、入社3年目の社員から見た管理職の実態についての調査結果を発表しました。

この調査は、2006年3月に四年制大学・大学院を卒業し、同年4月から企業へ就職した入社3年目の社会人、合計310人(男性155人、女性155人)を対象としています。ひと通り仕事を覚え、上司に対しても客観的に見る余裕ができた入社3年目の社会人の目線を通じて、管理職の「部下育成」に関する実態を調査するのが目的です。

上司に対する評価は、100点満点中、平均66.7点でした。全体の約44%が61点から80点までの間に集中しており、同社では、「『上司の良い点、悪い点』を冷静に見ている」と分析しています。また、100点が8人いた一方、0点も1人だけ存在しました。



上司と一緒に仕事を進める際の不満点については、「指示があいまい」「情報共有をしない」という、基本的なコミュニケーションスキルに関する項目が上位となっています。上司から指示を受けた際に、指示内容がよく分からないことが「ある」という人も全体の約70%にのぼっています。

さらに、全体の約60%が「研修で得たことを生かせる機会を上司から与えられていない」と答えています。同社は、「社員の成長において、『学ぶ環境があること』と『学びを生かして挑戦できる環境があること』の両輪は重要。後者においては、現場の上司のサポートは欠かせない」と指摘しています。



一方で、「上司から適切なフィードバックを受けている」(55.2%)、「自分に対する評価は適切だと思う」(68.4%)、「上司は部署や組織全体の成果を、個人としての成果よりも重視している」(75.8%)、「上司は自分の成功スタイルを押し付けてはこない」(57.7%)などのポジティブな評価も多く挙がっています。また、自分の評価の基準について「知らない」人は60%を超えましたが、同社はこの項目に関しては「管理職個人としてではなく、全社的に取り組みがなされているか否か」の問題だと付け加えています。

(niftyニュースより)

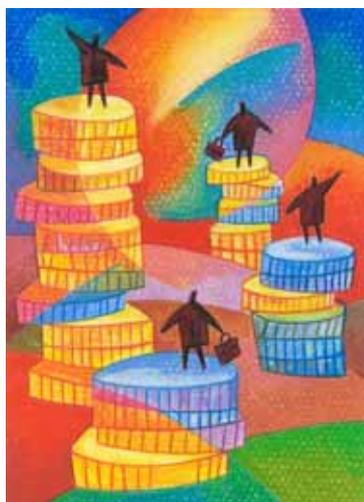
5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	申告期限 6月 2日(月)
3月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 6月 2日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 6月 2日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 6月 2日(月)
9月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申告期限 6月 2日(月)
消費税の年税額が400万円超の6月・9月・12月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 6月 2日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 (1月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 6月 2日(月)
労働保険料の概算確定申告書の提出、納付	納付期限 5月20日(火)

「頭の体操」の回答 (1) 2.5m (2) 1m

今月の名言録

世間というもの



世間というものは、きびしくもあるし、また暖かくもある。そのことを、昔の人は「目明き千人めくら千人」ということばであらわした。いい得て妙である。

世間にはめくらの面もたくさんある。だから、いいかげんな仕事をして、いいかげんにすごすことも、時には見のがされてすぎてしまうこともある。つまり、ひろい世間には、それだけの包容力があるというわけだが、しかしこれになれて世間をあまく見、馬鹿にしたならば、やがては目明きの面にゆき当たって、身のしまるようなきびしい思いをしなければならなくなる。

また、いい考えを持ち、真剣な努力を重ねても、なかなかこれが世間に認められないときがある。そんなときには、ともすると世間が冷たく感じられ、自分は孤独だと考え、希望を失いがちとなる。だが悲観することはない。めくらが千人いれば、目明きもまた千人いるのである。そこに、世間の思わぬ暖かさがひそんでいる。

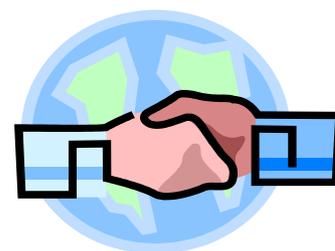
いずれにしても、世間はきびしくもあり、暖かくもある。だから、世間にたいしては、いつも謙虚さを忘れず、また希望を失わず、着実に力強く自分の道を歩むよう心がけたいものである。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

